

新潟県告示第 号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定施術者等から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年 月 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	変更 事項	旧	新	変更年月日
後藤 一男	施 術 所 の 変 更	らいふマッサージ治療院 上越店 上越市国府三丁目7- 9	株式会社 フレアス 上越市土橋1021-4日 新城北ビル1階	平成25年6月27日